

カンボジア投資法制度について

2013年8月20日

Kelvin Chia Partnership

JAY COHEN
高瀬 秀次郎

パートナー 外国法(カリフォルニア州)弁護士
弁護士資格国 日本

(総合監修)
丸茂 修

日系企業担当

目次

- I カンボジア投資制度
- II カンボジア進出形態
- III カンボジア不動産制度
- IV カンボジア為替制度
- V カンボジア労務制度
- VI カンボジア紛争解決制度

I. カンボジア投資制度

- A. 投資制度概要
- B. 投資禁止分野
- C. 適格投資プロジェクト

A. 投資制度概要

カンボジア政府は、外国企業が投資をしやすいように、非常に門戸を開いている。

1. 原則100%外資による進出が可能
 - 一部の例外業種を除き外資100%による会社設立が可能。
2. 外国法人とカンボジア法人の無差別
 - 土地の所有を除き、外国法人もカンボジア法人と同様の取り扱いとなっており、カンボジア法人との間に差別がない。
3. 適格投資プロジェクト(QIP)による優遇措置
 - 製造業等の場合で一定の要件を満たす場合には、適格投資プロジェクト(QIP)として、(a)法人税の免税又は特別償却の適用、(b)関税の免税及び／又は(c)輸出税の免税、その他カンボジア開発評議会(CDC)によるワンストップサービスなどの優遇を受けることができる。

B. 投資禁止分野

カンボジア法人か外国法人を問わず行ってはならない
業務分野

1. 向精神薬及び非合法薬の製造・加工
2. 国際規約又は世界保健機関により禁止されている有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤及びその他の化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生及び環境に影響を及ぼすもの
3. 外国から輸入した廃棄物を使用した電力の加工及び発電
4. 森林法により禁止されている森林開拓事業



C. 適格投資プロジェクト(QIP)

カンボジア開発評議会 (CDC) 又は州・特別市投資小委員会 (PMIS) の認可を得ることによって、一定の優遇措置を受けることができる。

- 優遇措置の内容は、法人税の免税、特別償却の適用、輸出税の免税等
- 支店・駐在員事務所の場合は申請不可。
- 会社ごとではなく、プロジェクトごと。

(1) 優遇措置付与に必要とされる投資条件の例

投資分野	投資条件
<ul style="list-style-type: none"> 国際貿易展示センターと会議ホール 	US\$800万以上
<ul style="list-style-type: none"> 工業、農業、観光、インフラ、環境、工学、化学その他産業向けに用いられる技術開発、技術向上のための訓練を実施する訓練教育機関 	US\$400万以上
<ul style="list-style-type: none"> 近代的なマーケットや貿易センターの建設 	US\$200万以上 1万㎡以上かつ十分な駐車場用地
<ul style="list-style-type: none"> 化学品、セメント、農業用肥料、石油化学製品の製造、現代薬の製造 	US\$100万以上
<ul style="list-style-type: none"> 食品及び飲料の製造 繊維工業用品の製造 衣料品、織物、履物、帽子の製造 木を使用しない家具・美品の製造 紙製品の製造 ゴム製品及びプラスチック製品の製造 上水道の供給 伝統薬の製造 輸出向け水産物の冷凍及び加工 輸出向け穀類、作物の加工 	US\$50万以上

(1) 優遇措置付与に必要とされる投資条件の例

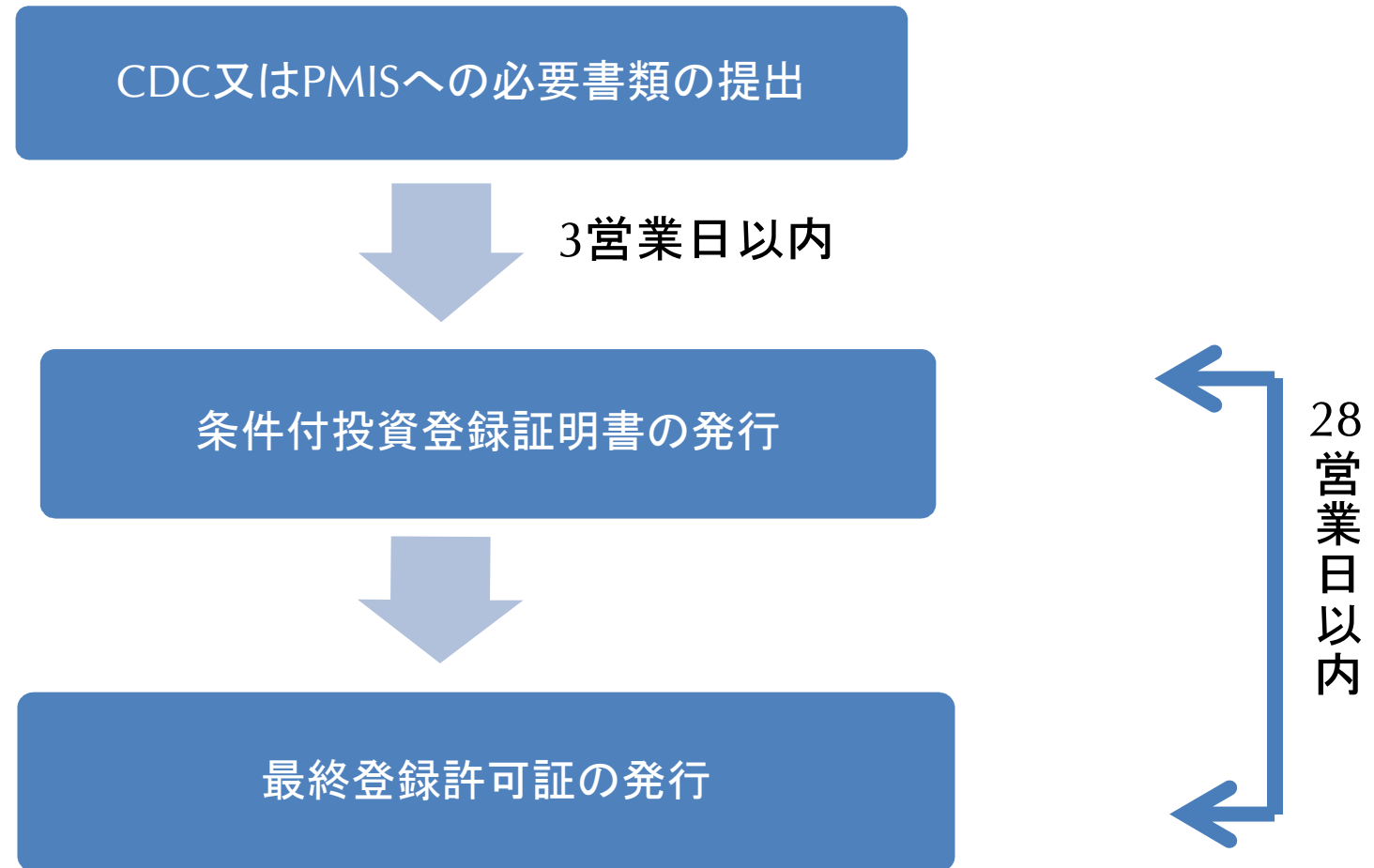
<ul style="list-style-type: none"> ・ 皮革製品及び関連製品の製造 ・ 金属製品製造 ・ 電気・電子器具と事務用品の製造 ・ 玩具・スポーツ用品の製造 ・ 自動2輪車及びその部品、アクセサリーの製造 ・ 陶磁器の製造 	US\$30万以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の餌の製造 	US\$20万以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出産業に全て(100%)の製品を供給する裾野産業 	US\$10万以上



(2) 優遇措置非適格プロジェクト

- 全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
- 水路、道路、空路による運輸サービス。但し、鉄道分野への投資を除く。
- レストラン、カラオケ、バー、ナイトクラブ、マッサージ、フィットネスクラブ
- 観光サービス
- カジノ、賭博ビジネス
- 銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
- ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む報道・放送ビジネス
- 専門的サービス
- 三ツ星以下のホテル
- 合法的な国内供給源である自然林の木を原料として使用する木材製品の製造・加工
- 50ヘクタール以下のホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園等を含む複合娯楽施設
- 不動産開発、倉庫業

(3) QIP申請手続



以下のような条件を含む投資プロジェクトについては、CDCは閣僚評議会 (Council of Minister) の認可を得る必要がある。

- 5,000万米ドルを超える投資
- 政治影響を有する事項を含む場合
- 鉱物資源・自然資源の探索と開発
- 環境に対する悪影響が懸念される場合
- 長期開発戦略を必要とする場合
- Build-Own-Transfer(BOT) 、 Build-Own-Operation-Transfer(BOOT) または Build-Own-Operation(BOO) Build-Lease-Transfer(BLT) 契約に基づくインフラ・プロジェクト

II. カンボジア進出形態

- A. 有限責任会社
- B. 駐在員事務所
- C. 支店



A. 有限責任会社

1. 有限責任会社の特徴

- 種類は私的有限責任会社 (Private Limited Company) と公開有限責任会社 (Public Limited Company) に分かれる。
- 最低資本金は4,000,000リエル (約US\$1,000、額面4,000リエルの株式を最低1,000株発行)。
- 私的有限責任会社の場合、株式の一般公衆への譲渡は制限される。
- 私的有限責任会社の株主は1～30名。
- 私的有限責任会社の場合、取締役は1人以上、公開有限責任会社の場合、取締役は3人以上。

2. 私的有限責任会社の設立手続

商業省への登録（2～3週間）



15営業日以内

税務局への登録（3～6週間）



労働職業訓練省への登録（3週間）

3. 私的有限責任会社設立のための必要書類

(1) 商業省への登録

- 申請書
- 定款のドラフト
- 取締役全員のパスポート、写真
- いずれかの取締役のカンボジアビザ(申請の前3ヶ月以内にカンボジアに入国したことを証明するもの)資本金が株主又は株主代理人又は取締役個人のカンボジアの銀行口座に振り込まれていることを証明する証明書

(外国の会社の子会社として設立される場合には更に)

- 株主の代理人選任に関する委任状又は親会社の取締役会議事録
- 株主又は株主代理人のパスポート、写真
- 親会社の全部事項証明書及び定款



(2) 税務局への登録

- 申請書
- 取締役全員のパスポート、写真
- 会社の登録住所の賃貸借契約書
- 会社の正面の写真
- 会社の位置マップ
- 会社の登録住所における水道料金又は電気料金の領収書のコピー
- カンボジア国内に居住している担当者の連絡情報

B. 駐在員事務所

1. 駐在員事務所の行うことのできる業務
 - 親会社への紹介を目的とする営業
 - 商業情報の調査及び当該情報の親会社への提供
 - 市場調査
 - 展示会での商品の売り込み、事務所内又は展示会でのサンプル・商品の展示
 - 展示会のための商品の購入・保管
 - 事務所の賃借、現地従業員の雇用
 - 親会社の代理としての現地顧客との契約の締結

2. 駐在員事務所の設立手続

商業省への登録（2～3週間）



15営業日以内

税務署への登録（3～4週間）



労働職業訓練省への登録

3. 必要書類

(1) 商業省への登録

- 申請書
- 駐在員事務所所長のパスポート、写真
- 駐在員事務所所長の任命に関する親会社の取締役会議事録
- 親会社の全部事項証明書及び定款

(2) 税務署への登録

- 申請書
- 駐在員事務所所長のパスポート、写真
- 駐在員事務所の登録住所の賃貸借契約書
- 駐在員事務所の正面の写真、地図
- 駐在員事務所の水道・電気使用量の請求書
- カンボジア国内に居住している担当者の連絡情報

C. 支店

- 駐在員事務所と同じ業務に加え、有限責任会社と同様に商品・サービスの購入・売却や製造を行うことができる。
- 親会社と別個の法人格はなく、債務等は親会社が負う。
- 従業員の給与にかかる源泉徴収税や特許税等の税金は支払わなければならない。
- 親会社の決定によって閉鎖することができる。



3. 必要書類

(1) 商業省への登録

- 申請書
- 支店長のパスポート、写真
- 支店長の任命に関する取締役会議事録
- 親会社の全部事項証明書及び定款

(2) 税務署への登録

- 申請書
- 支店の登録住所の賃貸借契約書
- 支店の正面の写真、地図
- 支店の水道・電気使用量の請求書
- カンボジア国内に居住している担当者の連絡情報

III. カンボジア不動産制度

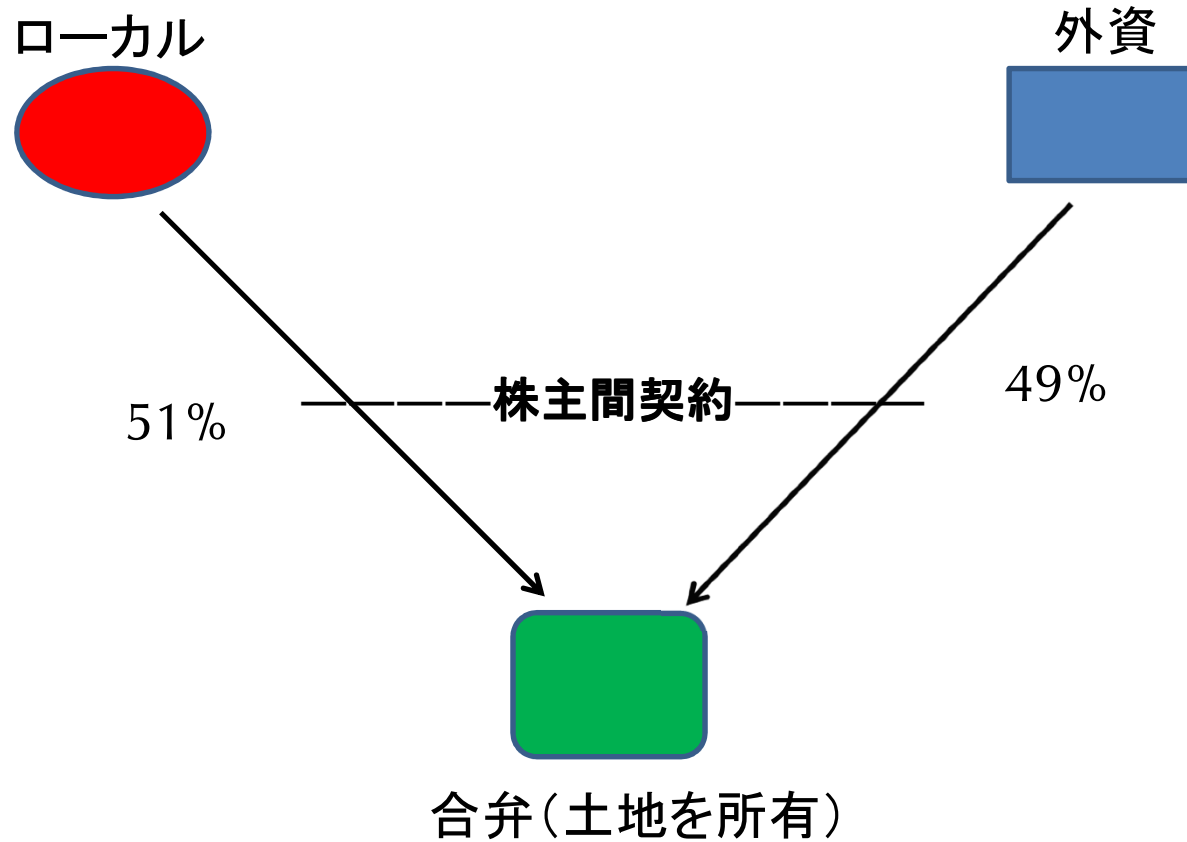
- A. 外国人・外国法人による不動産取得
- B. 不動産所有権
- C. 不動産賃借権



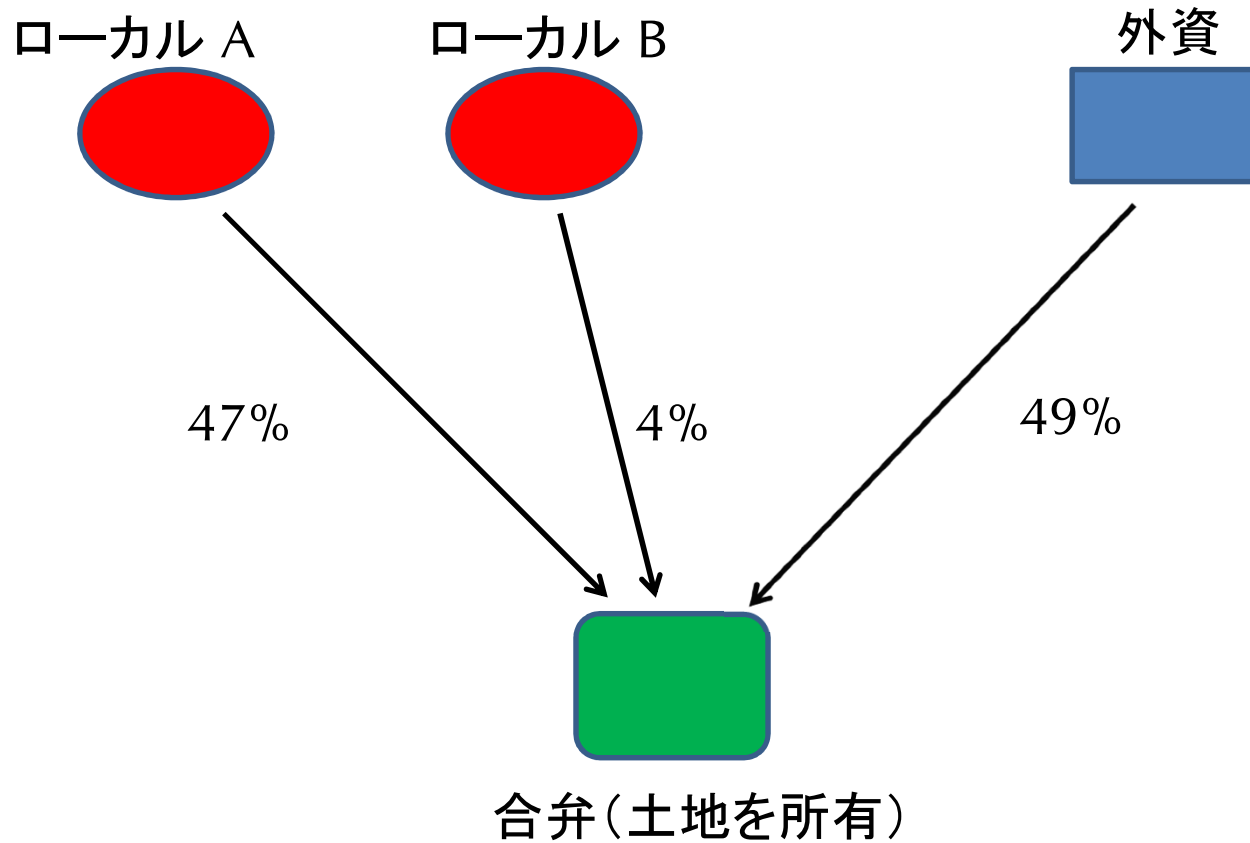
A. 外国人・外国法人による不動産取得

- 原則として、外国人及び外国会社が49%超持分を有している外国法人は不動産(土地・建物)の所有権を取得することができない。
 - 例外として多層階アパートメントなどの区分所有物の1階及び地下以外のユニットの所有は認められている。但し、外国人の保有割合は全ユニットの70%を超えてはならない。
- カンボジア人・カンボジア法人が所有している不動産を賃借することは可能。
 - 内戦時に不動産権利書や登記簿の多くが失われているため、賃貸借契約締結前に相手方が当該不動産の所有権を有しているかを確認する必要がある。

◆ スキーム I



◆ スキーム II





B. 不動産所有権

- 日本の不動産登記制度に倣った登記制度が存在する。
- 民法上、登記は物権変動の対抗要件。
- 占有権証明書。

C. 不動産賃貸借

1. 永借権

15年以上の不動産の長期賃借権

- 書面で契約することが必要。
- 登記しなければ第三者に対抗することができない。
- 最長は50年。
- 譲渡・転貸・担保設定・相続可能。

2. 賃借権

15年未満の不動産の賃借権

- 書面でなくても設定可能(但し、書面によらない賃借権は期間の定めのない賃借権となる)。
- 占有を取得し、使用・収益を継続していれば第三者に対抗可能。
- 譲渡・転貸には賃貸人の承諾が必要。

IV. カンボジア為替制度



- ❖ 為替に関する規制は極めて少ない。
- 国内における外貨保有は自由。
- 国内取引、国内銀行預金の多くがUS\$で行われている。
- 外貨の海外送金はカンボジアの公認銀行を通じて自由に行うことができる。但し、公認銀行はUS\$10,000以上の送金についてはカンボジア国立銀行へ届出を行う。旅行者によるUS\$10,000以上に相当する金額の輸出入は税関への申告が必要である。

V. カンボジア労務制度

- A. 雇用時の注意点
- B. 労働条件
- C. 雇用契約
- D. 解雇

A. 雇用時の注意点

- 8人以上の従業員を雇用する企業は就業規則を作成しなければならない。
- 従業員の採用・解雇を行った場合にはその都度15日以内に労働職業訓練省に届け出なければならない。
- 企業における外国人従業員の割合は10%が上限であり、これを超えて外国人を採用する場合には労働職業訓練省の許可が必要となる。

B. 労働条件

1. 賃金

- 縫製、繊維、製靴業の作業員の最低賃金は就労1～3ヶ月目の見習い期間が月額US\$56、その後がUS\$61。現在その他の業種について最低賃金の定めはない。
- 工場の作業員への給与は最長16日に1度・月に2回、オフィスワーカーへの給与は月に1回支払わなければならない。

2. 試用期間

- 正規従業員: 3ヶ月
- 専門従業員: 2ヶ月
- 非専門従業員: 1ヶ月

3. 有給休暇

- 有給休暇は継続勤務1ヶ月につき1.5日。

4. 労働時間

- 労働時間は1日8時間、週48時間を超えてはならず、週休1日とする。原則として日曜日を休日としなければならない。
- 上記の時間を超えた勤務については通常の賃金の150%（残業が深夜（22時～5時）又は休日になる場合には200%）を支払わなければならない。

C. 雇用契約

1. 有期雇用契約

- 最長2年。2年を超えた場合には期間の定めのない雇用契約となる。
- 書面によって締結されなければならない。
- 原則として期間の満了によって終了する。
- 中途解約の場合は労働監督官の前で労働者と書面を締結しなければならない。
- 契約を更新しない場合、一定の期間前までに労働者に通知しなければならない。
- 別段の合意がない限り、契約終了時には契約期間中の賃金総額の5%を退職金として支払わなければならない。

2. 期間の定めのない雇用契約

- 労働者の適性や行動と関連のある妥当な理由がある場合にのみ、事前の通知(就労期間によって7日前～3ヶ月前)によって契約を終了させることができる。
- 労働者による重大な違反の場合を除き、就労6～12ヶ月までの労働者には7日分、就労1年以上の労働者には1年につき15日分(最大6ヶ月分)の給与相当額を退職金として支払わなければならない。

D. 解雇

1. 懲戒解雇

以下の重大な違反行為又は天災等があった場合には懲戒解雇することができる

- (i) 窃盗、横領、背任を行った場合
- (ii) 雇用契約締結時又は雇用期間中に詐欺を行った場合
- (iii) 重大な規則違反等があった場合
- (iv) 雇用主や他の労働者に対する脅迫や暴力等を行った場合
- (v) 他の労働者の重大な違反を扇動した場合
- (vi) 勤務場所で政治宣伝や政治行為を行った場合



2. 整理解雇

- 整理解雇しようとする雇用者はまず労働者の代表者に書面によって通知し、労働者に与える影響を最小限にするようにしなければならない。
- 整理解雇される労働者の順番は、まず一番能力の低い者、その次に年齢の若い者（結婚している者は実年齢に1年足し、子供1人に付き1年足される）からとなる。
- 整理解雇された者は2年間優先的に再雇用される権利を有し、雇用者は新たに採用を行う場合にはまず整理解雇された者に通知しなければならない。

VI. カンボジア紛争解決制度

- A. カンボジア裁判制度
- B. カンボジア商事仲裁



A. カンボジア裁判制度

- カンボジアの民法及び民事訴訟法は日本の民法及び民事訴訟法に類似している。
- 下級裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の三審制を取る。
- 裁判は公開されている。
- 一定の要件を満たした外国裁判所の判決はカンボジアの裁判所で執行判決を得れば、カンボジア国内で強制執行することができる。

B. カンボジア商事仲裁

- 商事仲裁法 (Law on Commercial Arbitration) が2006年に成立。
- カンボジアはニューヨーク条約にも加盟しているため国際仲裁も選択肢となり得る。

ご清聴いただき有難うございました。

連絡先:

Kelvin Chia Partnership

<http://www.kcpartnership.com>

Singapore Office

丸茂 修 +65-6408-7870 (marumo.osamu@kcpartnership.com)

Phnom Penh Office

Jay Cohen +85-5-2399-8393 (jay.cohen@kcpartnership.com)

Ho Chi Minh Office

高瀬秀次郎 +84-8-3822-4986 (takase.hidejiro@kcpartnership.com)

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。ケルビン・チア・パートナーシップは本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではありません。また、ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所は、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。

©2012 Kelvin Chia Partnership All rights reserved.